



大阪市職員（保健師）採用試験要綱

令和3年5月31日作成
令和3年6月10日変更
大阪市健康局

大阪市が求める人材像

高い志を持ち、多様な価値観を理解し、チャレンジ精神あふれる自律的な人材

申込受付期間	令和3年5月31日（月）から令和3年6月28日（月）まで 原則インターネットによる申込みとなります。
第1次試験日	令和3年7月12日（月） 専門試験

1 採用予定者数、受験資格、採用予定日

採用予定者数	受験資格	採用予定日
36名程度	・すでに保健師免許を有する者。 または、令和4年3月に学校卒業見込み（既卒含む）でかつ令和4年春の国家試験で保健師免許を取得見込みの者。 ・昭和61年4月2日以降に生まれた者。 ※上記のすべての条件を満たす方が受験できます。	令和4年4月1日 ※ただし、有資格者については、令和3年度中に採用する場合があります。

- 採用予定者数は、今後変更することがあります。
- 地方公務員法第16条各号（「地方公務員法第16条（抜粋）」参照）に該当する方は受験できません。
地方公務員法第16条（抜粋）
 - 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日、試験方法・試験内容、合格発表日

試験	試験日	試験方法・試験内容	合格発表日
第1次試験	令和3年7月12日（月） 午前10時集合	専門試験（記述式）	令和3年8月上旬（予定）
第2次試験	令和3年8月下旬 （予定）	口述試験（個別面接）	令和3年8月下旬（予定）

- 第1次試験は大阪市役所（大阪市北区中之島1-3-20）にて実施します。なお、当日「大阪市職員採用申込書」を提出していただきます。（詳細は、受験票に記載して通知します）。
- 第2次試験の日時、場所等の詳細は、第1次試験の合格者に通知します。

3 申込方法

受付：令和3年5月31日（月）から令和3年6月28日（月）

（開始日は午前9時00分から、最終日は午後5時00分まで）

大阪市ホームページ「行政オンラインシステム」から申込み
（ <https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home> ）

大阪市ホームページ上の「行政オンラインシステム」から受験される試験区分を選択し、申し込んでください。

システム管理等で、一時的に利用できない場合がありますので、余裕を持って申込手続きを行ってください。

《受験票の交付》

受験票は、受験資格等を審査のうえ、PDFファイルで発行します。このPDFファイルは令和3年7月2日（金）ごろダウンロードできる状態になります。令和3年7月6日（火）までに受験票がダウンロードできない場合は、大阪市健康局総務部総務課まで必ずお問い合わせください。

※受験票は印刷し、第1次試験日当日に必ず持参してください。

- 申込みには、連絡が取れるメールアドレスが必要になります。
- 受験票を印刷するために、プリンタとAdobe Reader（無料）が必要になります。
- 連絡が取れるメールアドレスをお持ちでない方や受験票等を印刷できない方は、インターネットによる申込みはできませんので、申込用紙を請求してください。

（請求方法）

封筒の表に「保健師採用試験申込用紙希望」と朱書きし、角型2号の返信用封筒（140円切手〔速達の場合は430円切手〕貼付・郵便番号とあて先を明記したもの）を同封のうえ、令和3年6月21日（月）（必着）までに、大阪市健康局総務部総務課（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）まで請求してください。

<参考> 申込みから受験までのながれ

5/31～6/28

インターネット申込み → 申込内容確認

7/2～7/6

受験票ダウンロード → 大阪市職員採用申込書準備

7/12

受験（受験票持参・大阪市職員採用申込書提出）

4 従事する職務等

配属予定先	健康局、保健所、各区保健福祉センター 等
職務内容	市民からの保健・福祉に関する相談や各種保健事業・家庭訪問等の保健指導業務 等

5 合格者の決定等について

- ・合格者の決定は、第1次試験と第2次試験を総合的に判定し、決定します。
※試験方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定の基準に達しない場合は、他に関わらず不合格とします。
※試験方法のうち、棄権又は欠席したものが一つでもある場合は、不合格とします。
- ・合否結果は、合否に関わらず本人に文書で通知します。受験者本人以外にはお知らせできません。

6 合格から採用まで

- (1) 合格者は、「採用候補者」として、成績順に「採用候補者名簿」に登載されます。
- (2) 「採用候補者名簿」の順位に従って、採用者を決定し、採用連絡を行います。
- (3) 「採用候補者名簿」の登載は令和4年3月31日までとなり、採用決定者の採用辞退や退職者の増加等で欠員が生じた場合に、名簿の順位に従って、その都度、採用者を決定します（なお、採用されない場合もありますので、ご了承ください。）。

7 その他

- ・受験資格がないこと並びに申込内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。
- ・令和3年4月1日現在の初任給は、大学卒業の場合、月額221,908円（地域手当（給料月額16%）を含む。）ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある人については、その経歴に応じて加算されることがあります。また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。
- ・日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用できません。
- ・保健師免許を取得見込みの方で、令和4年春の国家試験で保健師免許を取得できなかった場合は、採用できません。
- ・採用後は、営利企業等への従事は認められませんので、採用期日までに退職等の手続きを完了する必要があります。
- ・点字受験希望者や、車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際に大阪市健康局総務部総務課までお問い合わせください。
- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。また、受験に際して大阪市が収集した個人情報等は、職員採用試験の円滑な遂行に用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者から指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得たうえで、申込みを行ってください

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと（入れ墨を入れている職員に対しては、消すように指導している。）
- ・入れ墨の施術を受けないこと

《大阪市職員採用試験の受験について》

大阪市職員採用試験は、皆さんの受験申込によって試験の準備が進められます。申込みをした方は受験してくださるようお願いします。

この試験についての問い合わせは

大阪市健康局総務部総務課 TEL (06) 6208-9922

大阪市職員（保健師）募集関連ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000535659.html>